

第2期中期目標期間終了時の検討及び措置(案)について

1. 根拠法令

地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2. 中期目標期間終了時の検討及び措置(案)

りんくう総合医療センターは、第2期中期目標期間(平成28年度～令和2年度)において、地方独立行政法人制度の特長である機動性・弾力性を最大限に発揮して、迅速な意思決定により契約、予算執行、人材確保等を行い、中期計画における目標達成に向けて、職員一丸となって円滑な病院運営に努めており、地域住民への安全・安心な医療の提供及び住民の健康の保持をより一層図ってきたところである。年度ごとの業務実績評価では、中期目標及び中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進捗していると評価され、評価委員会のご意見をふまえたPDCAサイクルにより業務は継続的に改善されてきている。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、重点医療機関としての役割を、地域の中核病院としては、救急医療、周産期医療、災害医療等「命と健康を守る砦の病院」としての役割を、また、地域医療支援病院として、地域医療の水準向上及び医療機関の連携体制の強化を担うことにより、りんくう総合医療センターが地域医療に果たす役割は、ますます重要なものとなっている。

これらのことから、りんくう総合医療センターの業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般については、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当とする。

また、これまでの評価委員会においてご議論やご意見をいただいているところであり、これらと第2期中期目標期間の見込み評価を踏まえて、今後のりんくう総合医療センターの方向性や求められる業務内容を明らかにし、次期中期目標を策定することをもって当該検討を行い、りんくう総合医療センターに指示することをもって所要の措置を講ずることとする。

検討項目	検討内容及び措置
業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行う。 ・これまでの議論を踏まえた内容の次期中期目標を策定し、りんくう総合医療センターに指示する。

【参考】評価委員会におけるこれまでの評価結果及びおもなご意見・ご指摘等

年度	評価結果(全体評価)	おもなご意見・ご指摘等
平成 28年度	中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 眼科の休診に伴い未熟児網膜症例の対応のため、応援医師等の確保に努めて欲しい。 ② 現状の医療体制を維持するためにも、看護師はしっかりと確保して欲しい。 ③ 退院カンファレンスについては、今後は、特に在宅医療へもつなげるよう努めて欲しい。 ④ 病院の機能や役割などを含め、現在、病院が行っていることをもっと広報すべきである。 ⑤ 病院運営に関する情報や決定方針等については、形式に拘らず、全職員に伝わるように努力して欲しい。 ⑥ 後発医薬品の採用拡大は、引き続き努めて欲しい。 ⑦ 院内LANなどのインフラの整備をしたということで、それを活用し、今後の更なる国際診療の充実に努めて欲しい。
平成 29年度	中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 本周産期センターの特長であるハイリスク分娩を受け入れることができるという機能を十分に発揮できたことは高評価に値するが、全国的な少子化の影響がある中でも、分娩数増加のため引き続き工夫した事業展開を期待する。

年度	評価結果(全体評価)	おもなご意見・ご指摘等
平成29年度	中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。	<p>② 平成 29 年度の手術件数が、前年度比較で相当数増加していることから、手術室の不足が懸念され、改善策を講じることを期待する。</p> <p>③ 入退院サポートセンターと地域医療連携室を統合した患者サポートセンターの設置は、利便性の観点から一定評価できる。一方で、気軽に利用できる配置とは言えず、患者の誰もが容易に相談できるような運用に努められたい。</p> <p>④ 病床稼働実績 94.4%というのは類稀な数値であり、地域の拠点病院としての役割を十二分に果たしていると評価できる。一方で、職員の長時間労働問題も推測され、引き続き方策を検討し、改善されていくことが望まれる。</p> <p>⑤ 実効性ある働き方改革の実現には、患者側の理解が必要であり、病院と患者の相互理解が深まるような有効な方策を実施することが望まれる。</p> <p>⑥ 平成 29 年度事業決算は、前年度と比較して改善がみられ高評価に値する。</p> <p>⑦ 労働基準監督署からの是正勧告への対応など経営状況に予断を許さない要因が存在することから、引き続き効率的かつ安定した病院運営の確保に努められたい。</p>
平成30年度	中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。	<p>① 応援医師の多額な人件費を改善するため、働き方改革による時間外勤務の制限や地理的な要因による医師確保の難しさはあるが、さらなる常勤医師の確保に努められたい。</p>

年度	評価結果(全体評価)	おもなご意見・ご指摘等
平成30年度	中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。	② がん相談支援センターについて、移設によりプライバシー保護の観点等で改善されているが、相談件数が大きく減少していることから、在宅に戻った場合も含め患者の誰もが認知でき相談しやすいよう環境や方法を検討し、患者とその家族及び関係機関へのサービス向上に努められたい。
令和元年度	中期目標・年度計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。	

地方独立行政法人法 新旧対照表

旧	新
<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十一条 設立団体の長は、<u>地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる</u>検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第三十条 設立団体の長は、<u>第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる</u>検討を行い、その結果に基づき、<u>業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他</u>の<u>所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>